



## いなべ市ひとり親家庭等就学金制度が 改正されました



いなべ市では、ひとり親家庭等の経済的助成と児童の就学意欲の助長を図ることを目的に就学金を支給しています。

平成18年4月から、次のとおり制度が一部改正となりました。

### 主な改正点

- ①支給対象児童の在学要件に、専修学校が追加になりました。
- ②就学金の支給月が毎年10月、4月の2期となり、各6カ月分を支給することになりました。
- ③毎年、受給資格要件を確認するため提出いただく「現況届」の提出時期が、7月から8月に変更となりました。

※現在、就学金を受給中の方は、今回の制度改正にともない、新たに手続きをしていただく必要はありません。

対象児童が学生でなくなった場合など、支給要件に変更がある場合は、届け出が必要となります。いなべ市のホームページ、就学金のしおりなどをご確認ください。

新たに支給を希望される方は、申請方法に基づき、手続きを行ってください。なお、所得の状況等によっては、支給が受けられない場合もありますのでご承知おきください。

ご不明な点がある場合は、こども家庭課へお問い合わせください。

### 申請方法

「ひとり親家庭等就学金認定請求書」に下記の書類を添えて、大安庁舎こども家庭課、または各庁舎総合窓口課へ提出してください。

### 申請に必要な書類

- ①ひとり親家庭等認定申出書
- ②世帯全員の住民票記載事項に関する証明書(続柄表示のあるもの)
- ③請求者の前年所得を明らかにすることができる市町村長の証明書  
(1月から6月までに新たに請求する場合は前々年所得)
- ④就学金の支給要件に当たる児童の在学を証する書類

いなべ市が保有する資料の閲覧や確認に同意いただける場合は、上記②～④の必要書類の提出は必要ありません。

※ただし、次の場合は書類の提出が必要となりますので、ご注意ください。

- ・対象児童が高等学校以上の学校やいなべ市外の保育園～中学校に在学(園)している場合は在学(園)証明書
- ・平成17年1月1日現在の住所がいなべ市外であった場合は、請求者の所得証明書